

仙台市の男女共同参画推進のための  
計画のあり方について

— 答 申 —

(案)

平成 23 年 2 月

仙台市男女共同参画推進審議会



## 目 次

はじめに ～答申にあたって～	2
第1章 <u>これまでの取組と評価</u> <u>(男女共同参画せんだいプラン2004-2010)</u>	4
第2章 男女共同参画をめぐる動向	18
第3章 新計画の基本的な考え方	20
1 計画の目的	
2 計画の位置づけ	
3 計画の基本理念	
4 計画の期間	
5 計画の基本目標と重点課題	
第4章 基本目標及び施策の方向	22
基本目標1 政策形成及び意思決定の場における男女共同参画の推進	
基本目標2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	
基本目標3 子育て・介護等と仕事との両立の支援	
基本目標4 労働の分野における男女共同参画の推進	
基本目標5 女性に対する暴力の根絶と被害者支援	
基本目標6 地域における男女共同参画の推進	
第5章 今後5年間で優先的・重点的に取り組むべき課題	26
第6章 計画の推進体制及び評価	30
第7章 用語解説（本文中に*印のある用語）	31
第8章 参考資料	35

## はじめに ～答申にあたって～

仙台市では、平成3年の「仙台市女性行動計画」以来、男女共同参画推進の取り組みをすすめてきました。平成15年には、国の「男女共同参画基本法」を受けて「男女共同参画推進条例」を制定し、平成16年度には5年間を計画期間とする「男女共同参画せんだいプラン2004」を策定しました。その後、仙台市基本計画の策定や国の「男女共同参画基本計画」の見直しの動向にも留意しながら、平成21年度には「男女共同参画せんだいプラン[2009-2010]」を策定し、施策を推進してきました。

平成22年5月10日、第1回審議会において仙台市長より「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について」諮問を受け、その後、約9ヶ月間に精力的な審議を重ねた結果、この答申書をまとめました。この間、国は「第3次男女共同参画基本計画」を、仙台市は「新基本計画」を策定してきました。

本答申は、これらの動向にも配慮しながら策定されたものですが、従来の計画と比較すると、次のような特徴をもっています。

第1に、従来の計画では、全体の計画が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が求める、「DVの防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本計画」（DV防止基本計画）でもあるという位置づけでしたが、本答申では新しい「基本目標5」の中に、DV防止法の求めるDV防止基本計画が包含されるものとし、位置づけをより明確化しました。

第2に、計画がめざす姿を「基本目標」として示すとともに、計画期間である5年間で「優先的・重点的に取り組むべき課題」の章を設け、計画推進の実効性を高めることとしました。とくに重点的課題については、具体的な数値目標を決めて、その達成のために施策の評価を行うことによって進行管理をしていくこととなります。

第3に、「地域における男女共同参画の推進」を重視しました。仙台市の「新基本計画」でも市民力と地域特性を踏まえたまちづくりの推進を強調しています。男女共同参画の推進では、行政の先導的な制度的な取り組みとともに、地域レベルでの意思決定の場に女性が参画すること、男女共同参画の視点を基礎にしながら様々な団体や企業が連携の輪を広げ、創意を活かした地域づくりをすすめることが求められます。

本審議会は、計画の策定の過程への市民の参加を重視し、2回の団体ヒヤリング、2度の公開ヒヤリングの機会をもってきました。2010年12月には中間まとめを公表し、市民の方々からの意見集約にも努めました。この中で、施策におけるジェンダーバイアスの存在や、深刻な被害や問題の状況についても現場の方々から改めて学ぶことができました。こうした、貴重な情報や積極的な提案を答申に盛り込むことができました。

子育てをめぐる問題、一人暮らしの高齢者、障害者など、生活をめぐる不安が増大しています。男女共同参画の視点から地域社会の在り方を見直すことは、新しい〈きづな〉をつくりあげ、これらの人びとや男性にとっても、安心して生きやすい暮らしの場を実現することに結びつきます。本

答申の内容を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指す行動計画が策定されて、仙台市がすべての市民にとって暮らしやすい男女平等のまちになることを期待し、ここに答申いたします。

平成 23 年 2 月 日

仙台市男女共同参画推進審議会

会長 高橋 満

## 第1章 これまでの取組と評価（男女共同参画せんだいプラン 2004-2010）

仙台市では、平成 21 年度から平成 22 年度までを計画期間とする「男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできました。この計画は「男女共同参画せんだいプラン 2004」を受け継ぐ計画として策定されたものであり、6つの重点課題を定め、課題等への適切な対応を図り、男女共同参画を一層推進していくものです。審議会では、2004年から現在に至るまでの取組を振り返って評価するとともに、課題や問題点をより明らかにするために関係団体等を対象にしたヒアリングを実施しました。現計画における重点課題ごとの取組と評価は以下のとおりです。

### **重点課題Ⅰ 「政策形成及び意思決定の場における男女共同参画の推進」**

（これまでの取組）

- 仙台市の審議会等の女性委員の登用については、具体的な目標登用率を設定して登用率の向上に努めるとともに、女性委員のいない審議会の解消に努めました。平成 21 年度末の時点で、125 審議会があるうち 58 審議会が登用率 35%以上となり目標を達成したものの、全体として 35%以上という現計画の目標の達成には至っていません。また、女性委員のいない審議会の数は、平成 21 年度末において 9 となっています。
- 女性委員登用率の向上を図るため、女性人材リスト（\*4）の整備を図り、各部局が共用できるようにしています。登載者数は平成 21 年度末で 630 人となり、平成 22 年度末 650 人という現計画の目標は達成できる見込みです。
- 仙台市においては、適材適所を基本に女性の管理職への登用が進められるとともに、各職場内において性別にとらわれない業務分担が心がけられています。平成 21 年度末の市職員の管理職に占める女性の割合が 9.6%になるなど、徐々にではありますが、女性の登用は進んでいます。
- 係長職昇任試験の合格者は、将来の管理職への登用につながることから、仙台市においても受験を勧奨していますが、女性職員の係長職昇任試験受験率は、平成 21 年度において 18.1%と、男性職員の 54.7%に比較して低い状況にあります。
- 地域団体やNPO（\*5）等における女性の参画に関しては、交流や研修などの様々な事業を通じて、女性リーダーの育成支援に努めましたが、女性の町内会長の割合は少しずつ増加しているものの 1 割以下で推移しており、地域団体等の意思決定の場への女性の参画は依然として進んでいません。

（課題・問題点）

- 審議会等の女性委員の登用については、①推薦団体に女性委員の推薦を依頼しても、団体内に女性が少なく女性が推薦されにくい、②そもそも女性の人材が少ない分野がある、③委員が充て職（\*6）の場合、該当する女性候補者が少ない、④市民意見を取り入れるための公募制導入がなかなか進まない、⑤女性人材リストが十分に活用されていない、などの課題があります。

- 女性委員の登用を増やすためには、社会の様々な分野で女性が能力を発揮できるように、両立支援や働き方の見直し、進路や職業選択に関する支援など、息の長い取組が求められています。
- 女性職員の管理職への登用については、ロールモデル(\*7)の不足による不安や長時間労働を前提としがちな勤務環境などから、指導的立場に立つことを敬遠する傾向があります。女性職員の昇任への意欲を高めるための働きかけを引き続き行うとともに、受験しやすい職場の雰囲気づくりに努める必要があります。また、男女共同参画の推進について職員への意識浸透を図るため、職員研修等の場で周知していくことも必要です。
- 様々な活動の場で課題解決に向けた企画立案や提言ができる女性の人材の養成に向けて、学習情報の提供や地域における学習機会の充実の取組を一層進める必要があります。

■男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕における数値目標

- 【数値目標1】 審議会等における女性委員の割合を増やします (22年度末目標値 35%)
- 【数値目標2】 女性委員のいない審議会等をなくします (22年度末目標値 0)
- 【数値目標3】 女性人材リスト登載者数を増やします (22年度末目標値 650人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
女性委員登用率	29.2%	31.0%	29.7%	29.5%	28.8%	29.8%
ゼロ委員会(*8)数	15	12	9	9	9	9
リスト登載者数	409人	501人	584人	564人	585人	630人

■仙台市の管理職における女性の割合

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
女性管理職数	43人	50人	55人	59人	57人	56人
女性管理職割合	7.9%	8.5%	9.0%	9.7%	9.4%	9.6%

■仙台市における単位町内会長に占める女性の割合

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総数	1,377人	1,373人	1,378人	1,378人	1,383人	1,383人
女性数	90人	108人	123人	118人	112人	127人
女性会長構成比	6.5%	7.9%	8.9%	8.6%	8.1%	9.2%

■仙台市におけるPTA会長に占める女性の割合

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総数	190人	190人	190人	190人	190人	192人
女性数	39人	38人	44人	48人	49人	48人
女性会長構成比	20.5%	20.0%	23.2%	25.3%	25.8%	25.0%

## 重点課題Ⅱ 「男女共同参画に関する教育・学習の推進」

(これまでの取組)

- 人権教育の推進については、人権教育に係る副教材、教師用手引きを作成し、活用の工夫を行ってきました。また、教職員の人権教育に関する校内研修により、具体的な事例を基に研鑽を積むことができています。
- 学習機会の提供に関しては、男女共同参画推進センター(\*9)、市民センター、社会学級、家庭学級などにおいて、毎年多くの講座を開催し、父親も参加しやすいよう工夫が凝らされてきました。社会学級は女性が多く、実質的に女性人材育成の場となっています。
- 地域や企業と連携し、職場体験等を通じた「自分づくり教育」を推進することにより、小・中・高等学校において、子どもの発達段階に応じた望ましい勤労観・職業観を育てる教育活動を系統立てて実施しています。
- 女性のための健康支援については、妊婦一般健診の公費負担の回数拡大や新生児全戸訪問など妊産婦に対する支援の拡充が図られましたが、性感染症などの若年化傾向は依然として続いています。

(課題・問題点)

- 人権教育については、道徳や学級活動の時間の他、国際理解、情報、環境、健康・福祉など、教科の枠を越えた横断的・総合的な学習の時間が、小学校段階から導入されてきていることから、それらの時間の活用など学校における教育活動全体の中で工夫しながら充実を図っていく必要があります。
- 学習機会の提供については、男女共同参画推進センターと地域が連携した形での学習機会の提供が少なく、また、男女共同参画に関する講座に男性の参加が少ない状況です。必要に応じて男女共同参画推進センターからの情報提供を行いながら、魅力的なテーマ設定により男性の参加の促進にも取り組む必要があります。
- メディアにおける男女共同参画の尊重については、性の商品化やインターネット・携帯電話を通じた有害サイトが広がる中で、メディアからの情報を、そのまま受け止めるのではなく、主体的に選択し、理解する能力の向上を計る取組が不十分でした。メディアからの情報が市民意識に与える影響は少なくなく、引き続き、メディアからの情報を読み解き、活用する能力の向上を図る取組のあり方などを検討していく必要があります。
- 女性のための健康支援については、ライフステージに応じた健康課題に対応する必要がありますが、特に思春期から20代までの若者に対する正確な知識の普及や情報の伝達が十分ではありませんでした。地域・学校と連携して効果的な啓発に取り組むとともに、女性が検査等を受診しやすい環境の整備が求められます。



■市民センターにおける男女共同参画に関する講座の開催（男性が受講しやすいテーマや時間帯を考慮したもの）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
事業数	23 事業	49 事業	39 事業	41 事業	52 事業	92 事業
コマ数	61 コマ	148 コマ	144 コマ	146 コマ	191 コマ	456 コマ
参加延人数	1,142 人	2,664 人	1,736 人	3,302 人	2,920 人	11,821 人

※H21は集計の取り方を変更したため、値が大きくなっています。

■楽学プロジェクト（職場体験）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
講座数	—	—	21 講座	32 講座	38 講座	35 講座
参加者数	1,842 人	926 人	644 人	766 人	796 人	1,248 人

※「楽学プロジェクト」とは、「自分づくり教育」の一環として、市内小中学生を対象に、夏休みに様々な職業のプロから話を聞き、将来の職業について考える機会を提供しているものです。なお、H16は中学生・高校生、H17は小学生・中学生・高校生の職場体験活動の受け入れコーディネートの人数となっています。

■（財）せんだい男女共同参画財団（\*10）による男女共同参画に関する学習情報の提供  
（大学のゼミ等の研修・見学等への情報提供）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
回数	12 回	26 回	10 回	12 回	19 回	21 回
参加延人数	690 人	650 人	403 人	390 人	399 人	289 人

■年齢（5歳階級）別人工妊娠中絶件数及び人口千対

（単位：件）

		年	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不詳	29歳未満
件数	仙台市	平成12年	753	1,276	907	648	562	278	28	0	—	2,936
		平成18年度	372	945	735	608	465	207	23	0	—	2,052
	全国	平成12年	44,477	82,598	72,626	61,836	53,078	24,117	2,287	42	85	199,701
		平成18年度	27,367	68,563	57,698	57,516	45,856	17,725	1,572	26	29	153,628
人口千対	仙台市	平成12年	21.3	27.6	20.0	17.2	16.8	8.6	0.8	—	—	—
		平成18年度	14.4	26.0	18.4	13.8	11.8	6.3	0.7	—	—	—
	全国	平成12年	12.1	20.5	15.4	14.5	13.2	6.2	0.5	—	—	—
		平成18年度	8.7	19.2	14.6	12.1	10.0	4.5	0.4	—	—	—

資料：厚生労働省 平成12年「母体保護統計報告書」、平成18年度「衛生行政報告例」  
健康福祉局 「保健統計年報」

※平成12年は暦年の数値、平成18年度は年度の数値

※「人口千対」の仙台市の数値は、仙台市内の医療機関における人工妊娠中絶件数を仙台市の女性人口（15歳以上50歳未満）千人に対し算出した参考値

※「人口千対」の「20歳未満」の数値は、20歳未満の人工中絶件数を15～19歳の女性人口千人に対し算出した参考値

■妊婦及びその配偶者を対象とした母親（両親）教室の実施

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
回数	174回	182回	174回	175回	167回	157回
参加延人数	4,809人	4,946人	4,524人	4,436人	3,921人	3,625人

重点課題Ⅲ 「子育て・介護・地域活動等と仕事との両立の支援」

（これまでの取組）

- 「子育てふれあいプラザ」(\*11) 等における父親の育児参加の働きかけ、市民センターや男女共同参画推進センターにおける育児、介護等と仕事との両立に関する講座の開催、啓発冊子の作成・配布など、男性の家事、育児、介護等への参加に向けた啓発を進めています。また、講座等の開催にあたっては、男性が参加しやすい時間帯に行うよう努めています。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）(\*12) の推進については、セミナーの開催や企業向け情報誌の配布、中小企業などへの両立支援アドバイザーの派遣等により、具体的な事例紹介や相談・助言を行いました。セミナーの参加者は、年々増加しています。また、約500社の企業に情報誌を送付し、啓発に努めています。
- 仙台市においては、待機児童解消に向けて、平成21年1月に策定した「保育サービスの拡充に向けた緊急整備計画」に基づき、保育サービス基盤の計画的な整備を進めてきています。保育所の創設や既存保育所の増築による定員増、市の独自基準を満たす「せんだい保育室」(\*13) の新規認定や「幼稚園保育室」(\*14) の設置促進、家庭保育福祉員(\*15) の増などにより保育が必要な児童の受入枠の拡大に努めてきましたが、平成22年4月の待機児童数は594人であり、待機児童の解消には至っていません。
- 地域子育て支援施設に加え、拠点施設として子育てふれあいプラザを3館整備することにより、乳幼児を抱える親の孤立化の予防や父親の育児参加への機会の増加につながっています。
- ひとり親家庭の自立を支援していくために、母子家庭等就業・自立支援センター(\*16)を開設し、相談をはじめ一貫した就業支援サービスを提供する体制を整備しました。
- 介護保険サービスや高齢者の介護予防に取り組み、高齢者と同居する家族の介護負担の軽減と高齢者の地域における生活を支援しました。

（課題・問題点）

- 厳しい経済情勢や雇用環境の下で、企業において仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意義や効果に関する認識が十分浸透しませんでした。引き続き、企業等に対する啓発等の取組が強く求められています。
- 保育所入所待機児童の解消については、厳しい経済情勢に加え、女性の就業に対する意識の変化などが要因となって保育需要が急速に増加しています。平成24年度当初の保育所入所待機児童ゼロを目指した「保育サービスの拡充に向けた緊急整備計画」の着実な推進が求められます。

- 児童館児童クラブ(\*17)に希望しても登録できない児童がいるなど、乳幼児期から小学校低学年まで安心して子供を預けられる環境の整備が求められています。
- ひとり親家庭等に対しては、それぞれの置かれている生活環境に応じたきめ細かな支援が必要です。各区役所に設置されている家庭相談員をはじめとした相談支援体制の充実、就職情報の提供、就業相談などを行う母子家庭等就業・自立支援センターの機能の向上が求められます。
- ひとり親家庭については、これまでは母子家庭を対象とする支援施策が主になっていましたが、今後は父子家庭支援についても検討が求められています。
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的役割分担意識については、仙台市が行った意識調査においても、男性において年齢が上がるほど賛成の割合が高くなっています。こうした考え方は、時代とともに変わりつつあるもののいまだ根深く残っており、男性の家事や介護参加を抑制する傾向につながっています。引き続き、様々な機会をとらえて効果的な啓発を進めていくことが求められます。

■男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕における数値目標

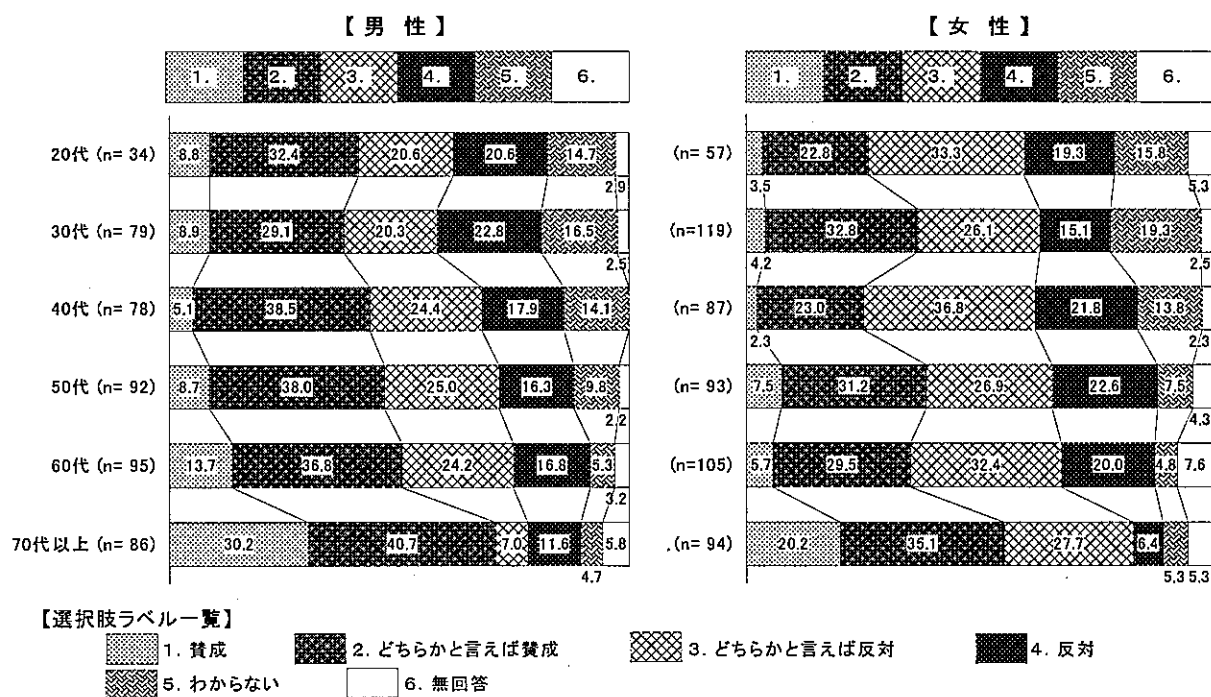
【数値目標4】男性の1日平均家事時間(注)を増やします (注):家事・育児・介護等に要する時間を含む  
(22年度末目標値 1時間)

男性の1日平均家事時間 平成13年:約30分

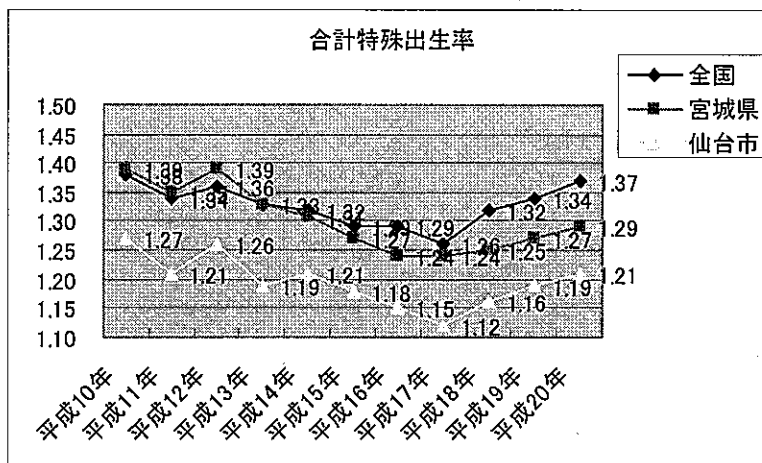
平成18年:約39分(平成18年総務省「社会生活基本調査」より)

■家事や育児等と仕事との両立に関する意識調査から(平成21年度 仙台市)

・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について伺った。



■合計特殊出生率



資料：厚生労働省「人口動態統計」，健康福祉局健康増進課

■保育所待機児童数・定員等

	H16. 4月	H17. 4月	H18. 4月	H19. 4月	H20. 4月	H21. 4月	H22. 4月
保育所待機児童数	462人	246人	312人	390人	740人	620人	594人
保育所定員	9,199人	10,444人	10,554人	10,584人	10,764人	10,764人	11,230人
せんだい保育室定員	1,267人	1,570人	1,841人	2,021人	2,106人	2,282人	2,468人

■児童館数等

	H16. 4月	H17. 4月	H18. 4月	H19. 4月	H20. 4月	H21. 4月	H22. 4月
児童館数	80ヶ所	84ヶ所	87ヶ所	93ヶ所	98ヶ所	100ヶ所	103ヶ所
保育所地域子育て支援事業実施保育所数	11ヶ所	15ヶ所	16ヶ所	17ヶ所	22ヶ所	22ヶ所	23ヶ所

■児童扶養手当受給者数

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
受給者数	6,483人	6,700人	7,072人	7,379人	7,501人	7,626人

■男性が参加しやすい介護研修

		H16	H17	H18	H19	H20	H21
介護ナイター講座	参加者数	71人	77人	26人	25人	136人	101人
	うち男性	—	—	3人	3人	22人	30人
介護1日入門講座	参加者数	—	59人	60人	178人	196人	557人
	うち男性	—	—	—	34人	38人	137人

※介護ナイター講座は、年度によって実施回数及び日数は異なります。

※介護1日入門講座は、土・日曜日に年2回実施しています。

## 重点課題Ⅳ 「労働の分野における男女共同参画の推進」

(これまでの取組)

- 就職・再就職の支援については、求職者の様々なニーズに対応した各種講座を開催しています。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、ひとり親家庭等の就業支援として、パソコン講座や就労相談などを実施し、一貫した就業支援サービスが提供されています。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進については、セミナーの開催や企業向け情報誌の配布、中小企業などへの両立支援アドバイザーの派遣等により、具体的な事例紹介や相談・助言を行いました。セミナーの参加者は年々増加しています。また、約 500 社の企業に情報誌を送付し、啓発に努めています。（再掲）

(課題・問題点)

- 就職・再就職の支援については、急激な雇用の悪化を受け、新たな雇用機会の創出が急務となっていますが、継続的な雇用に結び付くような取組が十分ではありませんでした。
- 厳しい経済情勢や雇用環境の下で、企業において仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意義や効果に関する認識が十分浸透しませんでした。企業等の事業者に対する啓発等の取組が強く求められています。（再掲）
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた取組について、制度の普及や啓発等行うべき余地はあるものと思います。企業だけでなく、就業者に対してもその普及・啓発に努めていくとともに、行政が率先して推進することが求められています。
- 結婚・出産・育児を機に、約 6 割の女性が退職しているのが現状です。就業を継続したい方が、退職することなく育児休業を取得できる環境を整備していく必要があります。また、育児休業を取得後、スムーズに職場復帰できることも重要であり、そのための取組が求められています。
- 企業における男女共同参画の取組が進むような優遇措置等の検討が進んでいない状況です。
- 固定的性別役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるもののいまだ根強く残っており、厳しい経済環境とあいまって、女性の就業継続の難しさ、非正規雇用の増加、就労条件の悪化につながっています。

### ■男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕における数値目標

【数値目標 5】育児期にある女性の労働力率（注）を高めます

（注）：労働力率/15歳以上人口に占める労働力人口（就業者及び完全失業者の合計）の割合

（22年度末目標値 35歳～39歳の女性の労働力率の全国値との差 3ポイント以内）

35歳～39歳の女性の労働力率の全国値との差

平成12年：5.6ポイント（仙台市：54.4/全国：60.0）

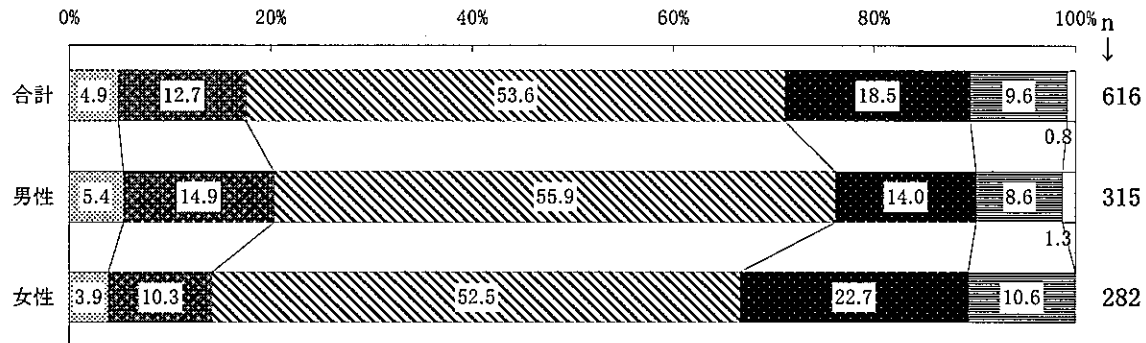
平成17年：5.2ポイント（仙台市：57.1/全国：62.3）（総務省「国勢調査」より）

■家事や育児等と仕事との両立に関する意識調査から（平成 21 年度 仙台市）

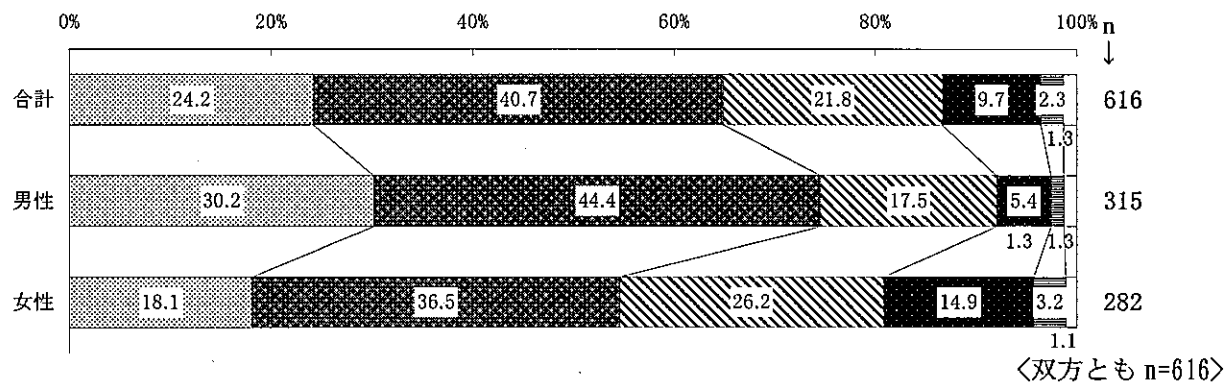
・「仕事に就いている」と回答した方に、「仕事」と「日常生活」（家庭生活，家事や育児等，趣味・娯楽など）の優先度合いについて，普段どのように考えているか『理想』と『現実』について伺った。



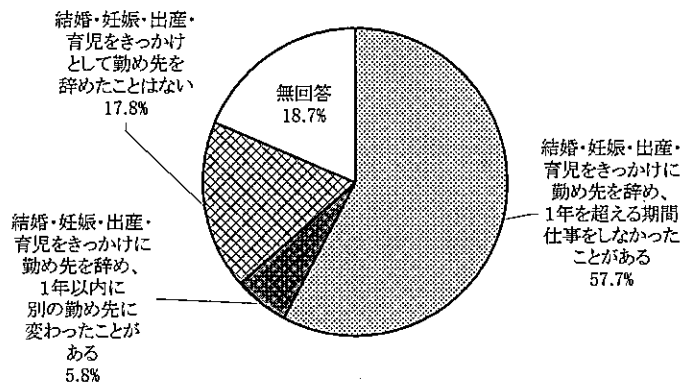
①理想（“こうしたい” と思っている）



②現実（実際には“こうしている”）

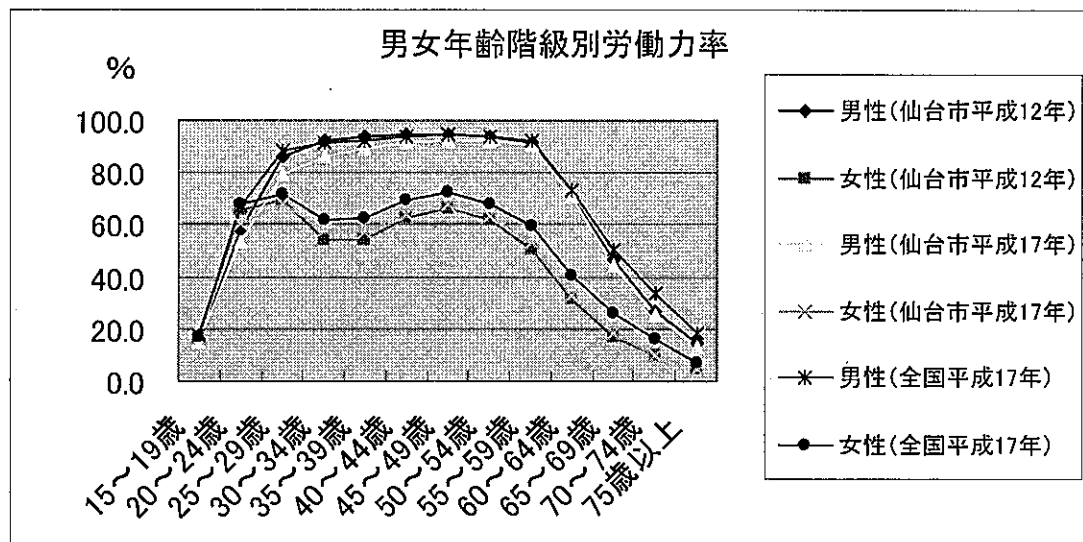


・既婚女性に対し，結婚・妊娠・出産・育児をきっかけとする退職経験の有無について伺った（休職・出向は除く）。 ※勤め先が変わった経験の中には，起業・独立したり，自営の方が事業を変更したようなケースも含まれます。



〈n=428〉

## ■女性の労働力率



資料：総務省「国勢調査」

## 重点課題V 「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」

(これまでの取組の評価)

- ドメスティック・バイオレンス (DV) (\*18) の防止に向けて、区役所における相談窓口の充実を図るとともに、一時保護までの安全を確保する緊急宿泊事業を整備し、緊急時の対応を強化しましたが、被害の把握から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制の構築に至っていません。
- DV防止キャンペーンなどの啓発の推進により、相談窓口の認知度は上がりましたが、相談件数が増加するとともにその内容が緊急・複雑化しています。また、若年層におけるデートDV (\*19) 被害の顕在化など、DVをはじめとする女性に対する暴力について、若い世代への正しい知識と予防に対する情報提供が課題となっています。
- DV加害者の更生に向けた取組については、諸外国でもまだ研究途上であり、支援方法などが確立されていないことから、本市における加害者対策のあり方の検討には至っていません。
- セクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、企業向けの研修や講師派遣を実施してきましたが、企業からの依頼は横ばいの状態です。

(課題・問題点)

- DV被害者の自立支援には、心身の健康の回復、生活の支援など関係機関相互の連携・協力が欠かせませんが、現状においてはまだ不十分です。DV被害者への切れ目のない支援に向けて、相談から自立までの関係機関のネットワークの構築、その中心を担う配偶者暴力相談支援センター (\*20) の設置が求められています。
- 実際に相談を必要とする人に相談窓口の情報が十分に伝わっておらず、周知方法のさらなる工夫が必要です。また、多種多様な問題に対応するため、相談にあたっては高い専門性を要することが

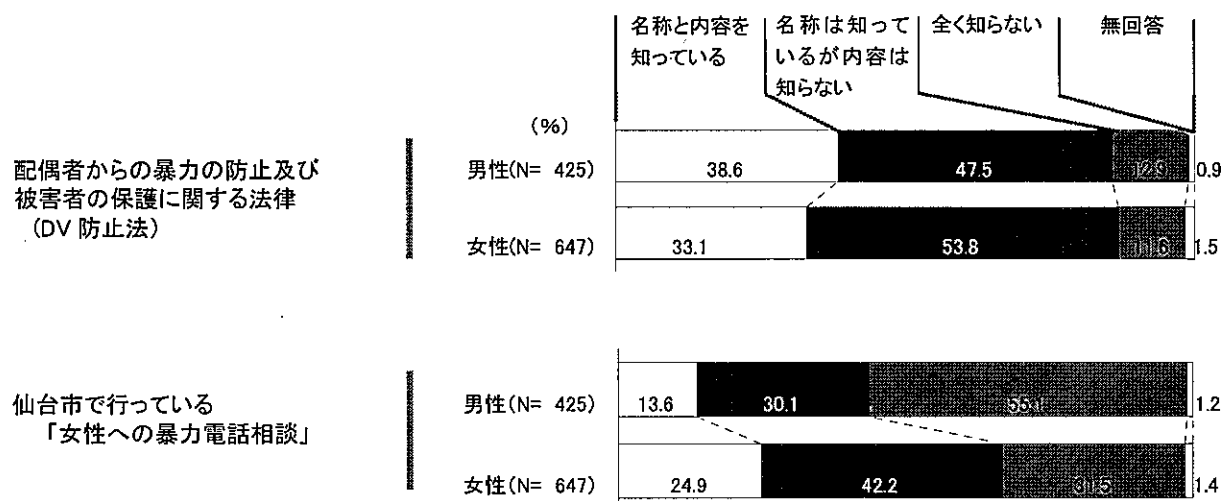
ら、相談員のさらなるスキルアップと複雑なケースに対応するための相談機関の連携が求められます。

- DVと児童虐待とは密接な関係にあり、その視点からのアプローチが重要です。
- 福祉関係者や学校、医療関係者などにおいて、DVに対する認識や知識に差があることから、関係機関等に対する情報提供や被害者支援策の周知等をさらに行っていく必要があります。
- セクシュアル・ハラスメント(\*21)の被害は、依然として発生しています。企業への啓発をさらに進めるために、企業のニーズの把握と研修内容について検討し、関係機関と連携しながら、より効果的な防止啓発をすすめる必要があります。
- DVに限らず、児童虐待や性暴力も含めて、暴力は人権侵害であり、人間として許されない行為です。社会全体がそうした共通認識を持つことが大切であり、そのためには小さい頃からお互いの人権を尊重することを基調とした教育が必要不可欠です。

■配偶者やパートナー等との間における暴力に関する調査から

(平成20年度 仙台市・(財)せんだい男女共同参画財団)

・配偶者やパートナー間での暴力等に関する法律・施設の認知度について伺った。



■仙台市「女性への暴力電話相談」における相談件数

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
相談件数	108人	95人	141人	124人	110人	128人

■エル・ソーラ仙台における女性相談（一般相談）における相談件数

	H19	H20	H21
一般相談	976件	1,065件	1,143件
うちDVに関するもの	426件	587件	568件



■宮城県配偶者暴力相談支援センターにおけるDVに関する相談件数

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
相談件数	451件	353件	372件	306件	351件	627件

■警察におけるDV相談受理件数（宮城県警察本部）

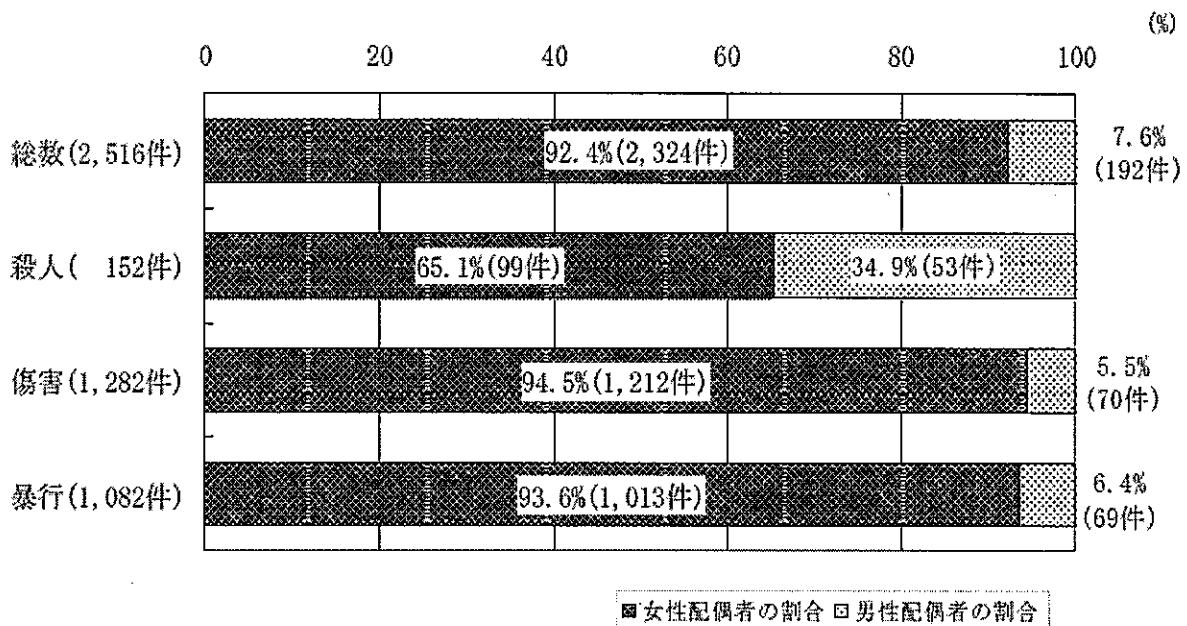
	H16	H17	H18	H19	H20	H21
受理件数	345件	372件	430件	568件	757件	843件

■配偶者暴力に関する保護命令の新規受理件数（仙台地方裁判所）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
受理件数	54件	47件	40件	54件	78件	74件

（司法統計より）

■配偶者間（内縁を含む）における犯罪の被害者（検挙件数の割合）



資料出所：警察庁調べ

（備考）

平成21年の犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人、傷害、暴行を計上しています。全てが配偶者からの暴力を直接の原因とするものではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれています。

## 重点課題Ⅵ 「市民活動・企業との連携」

(これまでの取組)

- 市民活動支援については、男女共同参画推進センターにおける、活動の場の提供、関連情報の収集と提供、市民活動相談、市民団体の活動への助成などにより、市民活動団体同士の連携や活動の促進・展開につなげることができています。また、事業の企画段階から(財)せんだい男女共同参画財団が市民団体と関わる企画協働事業を新たに実施し、市民団体の育成に努めてきています。
- 企業との連携については、(財)せんだい男女共同参画財団において、企業を対象にしたセミナーや調査、経済団体との意見交換会などを実施し、広報協力やパネリストとしての協力など企業とのつながりを形成しつつある一方で、個々の企業における子育て、介護等と仕事との両立に向けた取組の全体的な改善にはつながっていないなど、連携が十分に進んでいるとは言えない状況です。
- 外国人への支援については、子育てに関する講座の実施や活動の場の提供のほか、国際センターにおいて日常生活や国際交流に関する相談事業の実施、メールマガジンの配信等による生活情報等の提供など、外国人に対し、多言語化による情報提供を行うことができました。また、外国人が地域の方々や子供たちに母国文化を紹介するなど、直接外国人と接することで国際理解が深まっています。

(課題・問題点)

- 地域や地域に住む人々の課題解決のための施策や活動の中で、男女共同参画の重要性が十分意識されていません。男女共同参画に関する講座の開催などを通じて、意識の浸透を図っていく必要があります。
- 企業との連携については、経済団体からの事業の後援や広報協力は進んだものの、個別の企業との連携までには至りませんでした。ワーク・ライフ・バランスセミナーなどの企業向け事業の実施や、経済団体との情報交換の場を活用して企業との連携を強めていくほか、企業の社会貢献としての意味合いからも、男女共同参画推進事業への参加を呼びかける必要があります。
- 外国人への支援については、国際交流に関心の低い層への浸透が課題です。引き続き、メールマガジンの充実や多言語窓口対応等に努め、外国人にとって必要な情報提供や相談に適切に対応していくことが求められます。

### ■ (財)せんだい男女共同参画財団による出前講座の実施

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
企業	1件	2件	2件	2件	3件	4件
民間法人	0件	0件	0件	0件	1件	1件
国・市・関係機関等	23件	25件	25件	10件	11件	9件
高校・大学	0件	0件	0件	0件	0件	4件

■ (財) せんだい男女共同参画財団と市民活動団体による協働事業

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
男女共同参画 推進事業助成	応募 13 団体 交付 5 団体	応募 8 団体 交付 2 団体	応募 13 団体 交付 4 団体	応募 11 団体 交付 7 団体	応募 11 団体 交付 8 団体	応募 9 団体 交付 3 団体
企画協働事業	-	-	-	-	-	応募 4 団体 実施 2 団体

■ 男女共同参画推進せんだいフォーラムの実施

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
日数	9 日	10 日	10 日	10 日	10 日	11 日
参加延人数	2, 181 名	2, 400 名	2, 865 名	2, 228 名	2, 473 名	2, 606 名
グループ企画	26 団体	29 団体	31 団体	32 団体	30 団体	55 団体

※平成 20 年度まではエル・パークフォーラムとして実施

■ グループ紹介冊子「ぐるーぶなび」掲載団体数

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
掲載団体数	68 団体	79 団体	96 団体	104 団体	104 団体	120 団体

■ 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) に関する調査 ((財) せんだい男女共同参画財団)

	H17	H18	H19
調査依頼企業数	35 社	500 社	400 社
調査票回収企業数	-	118 社	102 社
有効回収率	-	23. 6%	25. 5%

※H17 は企業へ調査員が訪問してインタビューを行ったもの

■ 仙台市の外国人登録人口 (各年 4 月 1 日現在)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
男性	5, 025 人	4, 861 人	4, 849 人	4, 706 人	4, 823 人	4, 846 人	4, 979 人
女性	5, 246 人	5, 192 人	5, 278 人	5, 034 人	5, 082 人	5, 138 人	5, 084 人

## 第2章 男女共同参画をめぐる動向

女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会にとっての最重要課題です。

国においてはこれまで、

- ・「男女雇用機会均等法」(\*22)の改正による性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱の禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化
- ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に向けた「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定
- ・「次世代育成支援対策推進法」(\*23)の改正による一般事業主行動計画(\*24)の策定・届出義務の対象の拡大
- ・「育児・介護休業法」の改正による短時間勤務制度の義務化、育児休業後の働き方の選択肢拡大
- ・「DV防止法」の改正による被害者支援の充実及び市町村におけるDV基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化

など、様々な法制度の整備を行っています。

しかしながら、平成21年(2009年)8月に公表されたわが国の男女平等に向けた取組に対する国際連合の女子差別撤廃委員会(\*25)の最終見解では、法整備等による男女共同参画の取組を評価する一方で、日本の家庭や社会に根強く残る固定的役割分担意識の解消、女性に対する暴力の問題への取組、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進等の履行を確実なものにするよう勧告がなされるなど、多くの課題が指摘されました。

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など社会情勢の変化や経済社会のグローバル化などに伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠であるとの観点から、実効性のあるアクションプランとして「第3次男女共同参画基本計画」を平成22年12月に策定しました。

国の計画においては、改めて強調する視点として、①女性の活躍による経済社会の活性化、②男性、子どもにとっての男女共同参画、③様々な困難な状況に置かれている人々への対応、④女性に対するあらゆる暴力の根絶、⑤地域における身近な男女共同参画の推進を掲げるとともに、今後取り組むべき喫緊の課題として、「実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進」、「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」、「雇用・セーフティネット」の再構築などを掲げています。

仙台市においても、21世紀半ばを展望した都市の姿を示し、その実現に向けたまちづくりを進める指針として基本構想を取りまとめ、目指すべき都市像のひとつに、「支えあう健やかな共生の都」を掲げました。基本計画において、「地域で支え合う心豊かな社会づくり」を重点施策とし、「男女共同

参画社会の形成」を、誰もが共に生き自己実現できる環境づくりの基本となる施策のひとつとして推進していくこととしています。

また、個人や地域団体、NPO、企業などの多様な主体が、都市や地域における課題の解決や魅力の創出に自発的に取り組む「市民力」を発揮していくことが、地方の時代を先導する市民自治の原点であることを踏まえ、仙台の未来を共に創るために「市民力」を育み広げ、多面的に活かす協働のまち・仙台を目指すこととしています。

仙台市の男女共同参画は、これまでも多くの女性グループや市民とともに歩みを進めてきました。今後とも、継続的な取組が求められますが、一方、これまで行ったヒアリングなどでも、ひとり親や子育て支援などについて様々な問題意識を持って活動する男性グループからの積極的な問題提起や、防災対策など地域の中で女性の視点を活かしていくことの必要性など、様々な視点から男女共に取り組むべき課題についてのご意見がありました。

当審議会としても改めて男女共同参画を市民協働で進めることの重要性を認識したところです。「男女平等のまち・仙台」の実現に向けて、地域団体、NPO、企業など、地域を構成する様々な主体が連携・協力しながら、進めていくことが求められています。

## 第3章 新計画の基本的な考え方

### 1 計画の目的

新しい計画は、仙台市が今後より一層、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、取り組むべき主な課題と施策について明らかにすることを目的として策定すべきであると考えます。

### 2 計画の位置づけ

「仙台市男女共同参画推進条例」に基づく「男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」とします。

新・仙台市基本計画を上位計画とし、仙台市の分野別の諸計画と整合性が図られた計画とします。また、「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」の項目を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に定める基本計画（「仙台市DV防止基本計画」）を包含するものとします。その部分については、「仙台市DV防止基本計画」として示せるよう、改めて別冊を作成する必要があると考えます。

### 3 計画の基本理念

新しい計画は、仙台市男女共同参画推進条例に基づいて策定されるものであることから、現行の「男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕」と同様に、新たな計画においても、条例における基本理念を最も基本的な理念とすべきであると考えます。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 制度又は慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立の支援

### 4 計画の期間

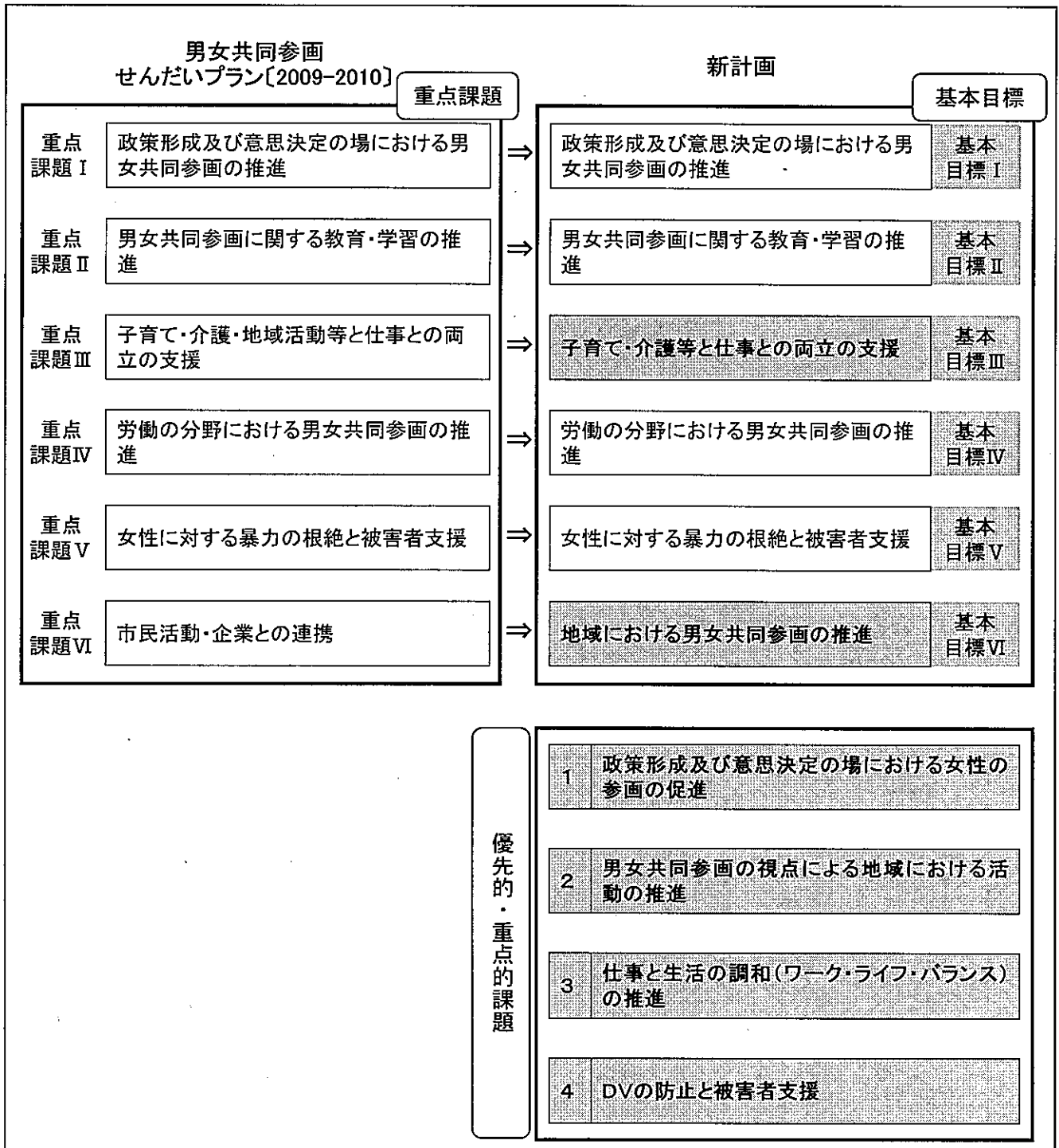
社会情勢の変化、国の動向を踏まえた内容とするため、新しい計画の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とすることが望ましいと考えます。

### 5 計画の基本目標と重点課題

これまでの男女共同参画せんだいプラン（2004-2011）においては、計画期間内に取り組むべき主な課題を6つの重点課題とし、それぞれの課題ごとに施策の概要を明らかにしてきました。これらの重点課題については、「課題」というだけでなく、「分野」や「領域」という捉え方もあり、男女共同参画を進めるうえで中長期的に継続して取り組んでいくべき基本的な「柱」や「目指すべきもの」となっています。このことから、新しい計画ではこれまでの「重点課題」を長期的視点に立った「基本目標」と位置づけ、引き続き一層の取組を進めていただきたいと思います。

また、計画をより実効性のあるものにしていくために、本計画期間の中で特に優先的に進めていく課題を明確にし、新たに「重点課題」を設けて目標指標を掲げ、評価・検証を行いながら、着実な推進を図っていくことを求めます。

〔参考：男女共同参画せんだいプラン〔2009 - 2010〕と新計画の基本目標等の関係〕



## 第4章 基本目標及び施策の方向

基本目標は、現計画の重点課題と同様に、6つの柱による構成を提案します。基本目標の下には、それぞれ施策の方向を置くことにより、推進していく取組を明示します。

### 基本目標1 「政策形成及び意思決定の場における男女共同参画の推進」

生き生きとした豊かな社会を築いていくためには、男女がその性別にかかわらず、政策形成及び意思決定の場に共同して参画することが不可欠です。多様な人材の能力の活用や多様な視点の導入といった観点からも、女性の積極的な参画を進めていくことが必要ですが、現状では、女性の参画が十分に図られているとは言えない状況です。

これまでの計画では、仙台市の審議会の女性委員の登用率を35%とする目標を設定して取り組んできましたが、平成21年度末現在で29.8%と目標に達していません。係長職昇任試験の女性職員の受験率についても、男性職員が50%を超えている一方で女性職員は20%に達していません。このため、仙台市は審議会等における女性委員の選任や女性職員の登用について今後一層強力に取り組んでいき、民間企業のモデルとなっていく必要があります。

また、企業や地域団体、NPOも含め、様々な分野で女性の意思決定の場への参画を促進するためには、ロールモデルや活躍事例の情報提供とともに、課題解決に向けた企画立案や提言ができる女性人材の養成に向けて、学習情報の提供や地域における学習機会の充実に取り組むことも必要です。

#### ◆施策の方向◆

- ① 仙台市の審議会等における女性委員登用率の向上
- ② 仙台市及び関係団体等における方針の立案や決定の場における男女共同参画の促進
- ③ 地域団体・NPO等における方針の立案や決定の場における男女共同参画の促進
- ④ 政策形成及び意思決定の場への参画に向けた学習機会の提供

### 基本目標2 「男女共同参画に関する教育・学習の推進」

人権意識や男女平等意識に基づき男女共同参画を進めていくための礎として、教育・学習は重要な役割を果たしています。幼い頃からの発達段階に応じて人権尊重の意識を育み、固定的な役割分担意識を解消し、一人ひとりの個性と能力を認める男女平等教育を推進していくためには、家庭教育、学校教育、社会教育など、ライフステージのあらゆる機会を通じた教育・学習が大切です。特に、義務教育課程においては、学校教育全体で人権教育を行うことが重要です。また、それらの教育内容が実効性をもつように、社会全体で環境を整えていく必要があります。

また、雇用環境が厳しく多くの新卒者が就職できない中で、若者の完全失業率や離職率は依然として高い状況にあります。一人ひとりが個性ある生き方を自己実現し社会参加を図るためにも、健全な職業観と適切な進路指導を通じた未来をデザインする学習の場が必要です。

男女が、心身や健康について正確な知識・情報を得て、お互いの人権を尊重しながら主体的に行動す



ることは、男女共同参画の前提です。H I V (\*26)などの性感染症、若年層のデートDVの社会問題化など、若者の性を巡る問題は多岐にわたっていることから、人権の尊重を基本とした発達段階に応じた「性に関する教育」の充実に努める必要があります。併せて、女性のための健康支援について効果的な啓発や受診しやすい環境の整備が求められます。

様々な情報媒体の発達のもと、メディアのもたらす情報が社会に与える影響は、非常に大きなものがあります。性の商品化などメディアにおいて人権に対する配慮を欠いた表現も多く見受けられることから、主体的に情報を読み解く力を培っていく必要があります。

#### ◆施策の方向◆

- ① 学校・家庭・地域・NPO等との連携によるあらゆる場での教育・学習機会の拡充
- ② 学校長をはじめとする教職員等、子供に関わる様々な職種の人たちへの意識啓発と研修の充実
- ③ 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実
- ④ 若年者の健全な職業観を育成する教育の充実
- ⑤ メディアにおける男女共同参画の尊重
- ⑥ 女性の生涯にわたる心身の健康支援

### 基本目標3 「子育て・介護等と仕事との両立の支援」

少子高齢化の急激な進展と人口減少の時代にあって、世帯単位の人数も少なくなっています。地域におけるコミュニティも希薄化しており、働く世代が担う子育てや親の介護などの負担は増加しています。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的役割分担意識については、仙台市が行った意識調査においても明らかなおおりに、時代とともに変わりつつあるもののいまだ根深く残っており、男女が共に家事や介護を担っていくことを妨げる要因のひとつとなっています。

育児や介護などの活動と仕事との両立を図ることは、社会の活力を維持し、男女が安心して子どもを生み育て、家族としての責任を分かちあうことができる社会を形成するうえで重要な課題です。このためには、保育や介護などの社会的な支援を一層充実させるとともに、働き方の見直しを進め、仕事と家庭生活の調和を図ることや、男性が育児や家事に参加できる環境づくりを進めていくことが必要です。

また、離婚等によるひとり親家庭等が増加しており、母親だけでなく父親も様々な困難を抱えていることから、それぞれの置かれている状況に応じた自立に向け、きめ細やかな支援が求められています。

#### ◆施策の方向◆

- ① 男性の家事・育児・介護等への参加の促進
- ② 育児・介護休業取得及び円滑な職場復帰に向けた環境づくりの促進
- ③ 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの展開
- ④ 多様なニーズに対応した介護サービスの充実
- ⑤ ひとり親家庭等の自立に向けた支援

#### 基本目標4 「労働の分野における男女共同参画の推進」

就業は、生活の経済的基盤であり、また、働くことは自己実現につながるものでもあることから、働く意欲を持つ男女が性別にかかわらず能力を十分に発揮できる社会づくりは、多様性を持った経済社会の活力の源という点からも極めて重要です。

景気低迷が長引き、雇用における非正規職員の拡大など就労環境は厳しさを増しています。固定的役割分担意識が社会的に定着していることとあいまって、女性の就業継続の困難さや非正規雇用の就労条件の悪化につながっていることから、新たな雇用機会の創出や離職者への再就職支援が求められています。

また、企業において、**仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）**の意義や効果に関する意識の浸透により、長時間労働の抑制や男性の職場中心のライフスタイルの転換が求められています。仙台市が率先して意識改革を行い推進に努めることはもちろん、企業だけでなく、就業者に対してもその普及・啓発に努め、ワーク・ライフ・バランスに対する社会的な機運が醸成されていくことを期待します。

#### ◆施策の方向◆

- ① 就業・就業継続・再就職のための支援
- ② 企業における女性の登用促進など、女性の人材活用に向けた取組の推進
- ③ 企業における男女共同参画推進の取組への動機付けとなるような優遇措置等の検討
- ④ 雇用の分野における待遇の確保に向けた取組の推進
- ⑤ 農業・商工業等の自営業に従事する女性の労働条件の向上
- ⑥ 多様かつ柔軟な働き方を可能にする取組の啓発

#### 基本目標5 「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」

DVを含む女性に対する暴力は人間としての尊厳を傷つけ、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与え、将来の世代の育成にも大きな影響を及ぼしかねません。配偶者間における暴力の検挙数は増加傾向にあり、被害者の9割は女性であり、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、今日に至るまで男女が置かれてきた社会的・構造的な問題があるといわれています。また、交際相手からの暴力被害も深刻な状況にあることが、内閣府の調査などで明らかになってきました。DVなど女性に対する暴力は人権侵害であり、人間として許されない行為です。どんな理由があろうとも、暴力は許されない、社会全体がそうした共通認識を持つことが大切です。DVなどによる被害が起きない、安全な社会や家庭を作るため、予防の観点から、非暴力教育、人権教育が重要であり、小さい頃からお互いの人権を尊重することを基調とした教育が不可欠であり、そのためにも、インターネットや携帯電話サイト等新たなメディアが急速に浸透する中、メディアからの情報を安全・安心に利用できる社会環境の整備が求められています。

被害者の自立支援には、心身の健康の回復、生活の支援など多方面からのアプローチが必要であり、相談窓口をはじめ、庁内外の関係機関との連携・協力が欠かせません。相談から自立までの関係機関のネットワーク、その中心を担う配偶者暴力相談支援センターの設置が求められています。

また、DVと児童虐待とは密接な関係にあると言われており、子どもの権利の視点からのアプローチも重要です。

セクシュアル・ハラスメント防止については、事業所、学校、諸団体等、あらゆる場でその取組を推進することが求められます。

#### ◆施策の方向◆

- ① 人権・非暴力の観点からの教育の充実
- ② 女性に対する暴力の根絶についての認識を深めるための啓発
- ③ DVに関する相談窓口の充実と警察等関係機関との連携の強化
- ④ 緊急一時保護や自立支援等、暴力被害者に対する支援の拡充
- ⑤ 事業所、学校、諸団体等、あらゆる場でのセクシュアル・ハラスメントをなくすための取組の推進

### 基本目標6 「地域における男女共同参画の推進」

市内では、少子高齢化や人口減少が進む地域がある一方、人口が増加する地域もあるなど、地域の様相は複雑化しつつあり、地域の課題も多様化しています。また、宮城県沖地震の発生する可能性が高まっているといわれ、局所的な集中豪雨などによる災害が発生してきていることから、災害時への備えも地域の重要な課題になっています。

それぞれの地域の特性を活かしながら、暮らしを営む男女が共に支えあう豊かな生活を築いていくためには、男女共同参画の視点を礎にしなが、様々な団体や企業が連携の輪を広げ、個々の創意を活かした地域づくりを進めていく必要があります。地域団体やNPO、企業などの意思決定の場に女性が主体的に参加し、防災や防犯、子育てや教育、高齢者の見守りなど、様々な課題の解決に取り組むことで、年齢や性別を超えた多様な視点からの魅力あるコミュニティの形成が期待できます。

また、一人暮らしの高齢者や障害者、外国人<sup>外国人</sup>など、自立して生活していくにあたり困難を抱えている人々が増加しています。これらの人々が、地域において安心して生活していくために、互いに尊重して支え合う地域づくりが求められています。

さらに、単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用や就業構造の変化等により、貧困など生活上の困難を抱える家庭の増加が見られ、特に単身の高齢女性やひとり親世帯の生活の困難さは増していることから、セーフティネットの再構築の必要性が指摘されています。

#### ◆施策の方向◆

- ① 男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充
- ② 市民活動団体及び企業との連携の強化
- ③ 男女共同参画推進センターと地域との連携による学習機会の充実
- ④ 男女が共に参加しやすい地域活動の推進
- ⑤ 障害の有無や年齢、国籍や文化の違いにかかわらず共に支え合う地域づくりの推進

## 第5章 今後5年間で優先的・重点的に取り組むべき課題

近年の社会構造の急激な変化の中で、男女共同参画を取り巻く環境も大きく変化してきました。審議会では、男女共同参画に関する仙台市の現状を把握するため、これまでの取組の検証やヒアリング等を通し、多くの方から男女共同参画に関するご意見をいただきました。これらを踏まえ、6つの基本目標の下、以下の項目を今後5年間で特に優先的・重点的に取り組むべき課題として掲げ、施策の評価を行いながら推進していくことを提言します。

今後の施策の推進にあたっては、国の第3次基本計画に示されている視点や新しく課題とされた分野等にも配慮しながら、重点的な取組を進める必要があります。また、変化する社会環境に対応したより実効性のある計画とするために、出来る限り数値目標や指標を設定し、検証・評価していくことが重要です。

### 重点課題1 政策形成及び意思決定の場における女性の参画の促進

政策の形成や意思決定の場における男女共同参画は、社会の根本となる部分です。しかしながら、政治や行政、そして民間企業の意味決定などの場への女性の参画は、未だに低い状況にあります。仙台市の状況を見ても、少しずつ改善は見られるものの、依然として市の審議会等における女性の登用率は目標に達していません。現在、様々な場において女性の視点を活かしていくことが必要とされており、幅広い分野において、女性が政策の形成や意思決定の場に参画できるように、女性人材の活用が求められています。そのためには、仙台市が率先して女性の参画の促進に力を入れて取り組んでいく必要があります。

#### 【取組例】

- 仙台市の審議会等における女性委員登用率の向上
- 仙台市の女性職員の管理職への登用促進
- 男女共同参画の視点を取り入れた職員研修の実施
- 女性のキャリア形成に向けた支援

#### 【数値目標・指標例】

- ◆附属機関等における女性委員の割合
- ◆女性がいらない附属機関等の数
- ◆公募委員が参画している市の審議会等の数
- ◆市役所における女性管理職（課長級以上）の割合
- ◆市役所における係長職昇任試験の受験率
- ◆小・中学校における校長・教頭に占める女性の割合

### 重点課題2 男女共同参画の視点による地域における活動の推進

男女共同参画社会の実現には、個人の生活を取り巻く身近な場での意識の変化や女性が参画することによる課題解決が重要となります。人々の暮らしの場である地域においても、未だに固定

的な性別役割分担意識が根強く残り、意思決定に関わる役職の多くは男性に偏っているなどの現状があります。

成熟社会を迎え、地域の様々な課題解決に向け、男女がお互いに尊重し合いながら、共に支え合えるコミュニティを構築するためには、子育て家庭や高齢者の孤立化、貧困などの生活上の困難さを始めとする地域課題に対応した、男女共同参画の視点からの情報発信や啓発を一層推進していく必要があります。

また、女性が積極的に地域活動に参加して、様々な団体との連携や活動の輪を広げるためには、交渉力やコミュニケーション能力などを身につける必要があります。女性人材を育成するために、活動に必要なスキル向上に向けた学習支援などの取組が必要です。

#### 【取組例】

- 男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充
- 自助グループやNPO等の市民活動とのネットワークの形成・拡充
- 地域との連携による学習機会の充実
- 一人暮らしの高齢者等の見守り活動や生活支援活動の充実
- 学校・家庭・地域の連携による教育学習機会の拡充
- 地域での女性リーダーの育成
- 男女共同参画の視点からの防災対策の推進
- 地域活動への多様な人々の参加促進
- 地域における方針決定過程への女性の参画促進

#### 【数値目標・指標例】

- ◆(財)せんだい男女共同参画財団と市民活動団体による協働事業数
- ◆グループ紹介冊子「ぐるーぷなび」掲載団体数
- ◆市民活動団体などが地域において実施した男女共同参画に関する講座の実施数
- ◆男女共同参画に関する出前講座の実施数
- ◆相対的貧困率
- ◆男女別自殺死亡率
- ◆女性リーダー養成講座実施数
- ◆町内会長に占める女性の割合
- ◆PTA会長に占める女性の割合

### 重点課題3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性を始めとする多様な人材の活用が求められています。また、経済の活性化に向けて、グローバル化や多様化する消費者ニーズに対応する新しい価値観を創造していく必要があります。女性の経済活動への参加が不可欠であると言われています。

一方、働く世代の男女が相互に尊重しながら、それぞれの自己実現を図っていくためには、子

育てや介護、地域活動などの様々な活動と仕事の調和を図ることが不可欠です。核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むなかで、男性も直面する子育てや介護などの暮らしにかかわる課題と、長時間労働の抑制や働き方の見直しを進めていくためには、男性の視点からのアプローチや男女共同参画に対する男性の理解が不可欠になっています。

【取組例】

- 多様かつ柔軟な働き方を可能にする取組の啓発
- 育児休業等の取得促進
- 女性の就業継続・再就職支援
- 男女共同参画に関する事業所実態調査の実施
- 企業における女性の人材活用に向けた取組の推進
- 企業における男女共同参画を進めるための優遇措置等の検討
- 多様な働き方を可能にする施策を実施している先進国の調査研究

【数値目標・指標例】

- ◆「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という用語の認知度
- ◆男性の一日の平均家事時間
- ◆市役所における男性職員の育児休業又は部分休業の取得率
- ◆企業等における従業員の育児休業、部分休業、短時間勤務取得率
- ◆短時間勤務を選択できる事業所の割合
- ◆子育て期の女性の労働力率

重点課題4 DVの防止と被害者支援

女性に対する暴力の被害は複雑かつ多様化しており、予防の観点からの教育・啓発や、充実した相談体制、被害者が安心できる支援策が必要とされています。基本目標5「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に定める基本計画（「仙台市DV防止基本計画」）を包含するものとしたうえで、DVの防止及び被害者支援については、さらに優先的・重点的に取り組むべき項目として取り上げて、特に力を入れて取り組んでいく必要があります。

【取組例】

- 若年層に対するデートDV等の防止に向けた啓発
- 女性に対する暴力の防止に向けた地域における研修会の実施
- 関係機関のネットワークの構築
- 配偶者暴力相談支援センターの設置
- ワンストップサービスの導入に向けた検討
- 被害者支援に携わるボランティアの育成
- 中間支援施設のあり方の検討
- 被害者支援マニュアルの充実

○暴力加害者の更生に向けた施策のあり方の検討

【数値目標・指標例】

◆配偶者暴力防止法の認知度

◆配偶者からの暴力被害経験の割合

◆仙台市「女性への暴力電話相談」における相談件数の推移

◆配偶者暴力防止法に基づく保護命令の新規受理件数

◆労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数

◆ボランティア育成講座の参加人数

◆DV相談窓口や「デートDV」という用語の認知度

◆学校におけるデートDV防止講座の実施回数

◆女性に対する暴力の防止に向けた地域における研修会の実施回数

## 第6章 計画の推進体制及び評価

### 計画の推進体制

男女共同参画の計画の内容は広範囲にわたるため、全庁的な問題としてとらえていくことが重要です。そのためには、市長をトップとした庁内推進体制である「仙台市男女共同参画推進本部」がより有効に機能し、仙台市が一層の取組を行い、実効性のある施策を展開していく必要があります。

仙台市には、施策のより効果的な推進を図っていくために「仙台市男女共同参画推進審議会」が設置されています。「仙台市男女共同参画推進審議会」は、男女共同参画に関する知識や経験を有する学識経験者等によって構成されており、市長の諮問に応じて市の男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項についての提言や、本計画の推進状況に関する評価を行います。

また、エル・パーク仙台とエル・ソーラ仙台の2館体制による男女共同参画推進センターは、市民の学習及び活動の総合的な推進拠点です。この拠点施設を管理運営している（財）せんだい男女共同参画財団は、これまでも市民活動団体と協働しながら、男女共同参画の普及啓発をはじめとした様々な事業を先駆的に展開し、仙台市の男女共同参画の推進に大きく寄与してきたものと考えます。今後も、新しい計画の推進のため、市民や企業との協働など事業を実施するうえで中心的な役割を担うことを期待します。

なお、男女共同参画を社会全体で更に推進していくには、行政、市民、企業がこれまで以上に連携を深めていくことが必要です。行政、市民、企業が、幅広い理解と共通認識を持ちながら協働、連携して、それぞれの役割を果たしていくことが求められます。

### 計画の評価

計画の評価については、これまでの事業担当部局による自己評価、男女共同参画課による評価だけでは不十分であると考えられることから、より客観的な評価のあり方について、検討していく必要があります。

どのように評価していくのかは今後の課題となりますが、重点課題について、例えば審議会の中で担当部局に対するヒアリングを行い、問題点を抽出しながら、必要に応じて審議会として提案や助言をしていくことなども考えられます。

また、評価をするにあたっては、具体的な数値目標を決めて、それを客観的に評価できることが重要です。特に重点課題については、数値目標を設定し、その達成に向けて事業展開を図ることにより、計画の実効性が高まるものと考えます。事業の中には、行政が事業として直接推進できないものもありますが、このようなものについても定期的に指標を追うことにより推移を見守っていきたいと考えます。



## 第7章 用語解説

### \* 1 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

### \* 2 仙台市男女共同参画推進条例

男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等のまちなの実現に資することを目的として市が制定した条例。男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めている。

### \* 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力（\*18 のドメスティック・バイオレンスの項目参照）に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として制定された法律。国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、配偶者暴力相談支援センターや被害者の保護や保護命令制度に関する事項を定めている。

### \* 4 女性人材リスト

職業や専門分野等を掲載した審議会等の女性委員候補者の名簿。市政に重要な役割を果たす審議会等の委員として、積極的に女性の登用を促進していく必要があり、市職員に向けて情報提供を行っている。

### \* 5 NPO

Non Profit Organization（民間非営利組織）。営利企業とは異なり、ボランティア団体や市民活動団体など、利益追求のためでなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体。

### \* 6 充て職

特定の職に就いている者に、他の特定の職を兼任させること。

### \* 7 ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデル。

### \* 8 ゼロ委員会

市の審議会等において、女性委員が一人もいない委員会。

**\* 9 仙台市男女共同参画推進センター**

男女共同参画を推進し、男女平等のまちの実現に資するとともに、市民に文化活動の場を提供し、市民の生活文化の向上に寄与することを目的として、仙台市男女共同参画推進センター条例に基づき仙台市が設置した施設。市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組への支援など、男女共同参画推進施策を実施する拠点施設であり、エル・パーク仙台とエル・ソーラ仙台の2館体制で運営されている。

**\* 10 (財) せんだい男女共同参画財団**

国内外のネットワークの構築や、仙台の現状を調査研究し地域の実態に即した政策提言、男女平等推進に向けた市民の自主的な活動に対する多様な支援など、地域に根ざした事業を行っている。仙台市から男女共同参画推進センターの指定管理を受けて、指定管理者としてエル・パーク仙台とエル・ソーラ仙台の管理・運営を行っている。

**\* 11 子育てふれあいプラザ**

子育てを総合的に支援し、安心して子育てをできるまちの実現を図るため、仙台市が設置する施設。現在は「のびすく仙台」・「のびすく泉中央」・「のびすく長町南」があり、乳幼児を持つ親に対する交流の場の提供や相談、乳幼児（生後6ヵ月～未就学児）の一時預かり等を実施している。

**\* 12 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）**

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態を実現すること。

**\* 13 せんだい保育室**

従事者に占める有資格者の割合や児童一人当たりの基準面積など市独自の基準を定め、それらの基準を満たしていると認定された認可外保育施設。保育サービスの質の向上や保護者負担の軽減等を図るため、市が運営経費を助成している。

**\* 14 幼稚園保育室**

幼稚園就園前の乳幼児までを保育する、仙台市独自の基準を満たした幼稚園併設の認可外保育施設。保育環境の充実及び幼児教育の振興を図るため、市が運営経費を助成している。

**\*15 家庭保育福祉員**

市が保育を委託している事業。市が認定した家庭保育福祉員が、3歳未満の乳幼児に対して、少人数の家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりの生活リズムや発達過程、心身の状態に応じたきめ細やかな保育を行っている。

**\*16 母子家庭等就業・自立支援センター**

母子家庭等の生活の安定と向上並びに母子家庭の母及び寡婦の自立・就業支援を図るため、平成20年6月に開設。母子家庭の母、寡婦に対する就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、父子家庭の父も含め、法律相談や生活一般相談を実施している。

**\*17 児童クラブ**

放課後児童健全育成事業として、児童館・児童センターにおいて実施される事業。就労等のため昼間保護者が家庭にいない小学1年生から3年生までの児童を対象に、遊びの提供や生活の指導を行う。

**\*18 ドメスティック・バイオレンス（DV）**

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振るわれる暴力のこと。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する不法な攻撃で生命・身体に危害を及ぼすもの又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（過去に受け、婚姻関係の解消後も、配偶者であった者から引き続き受ける攻撃・言動を含む）」を「配偶者からの暴力」としている。

**\*19 デートDV**

交際相手からの暴力。DVと比較して、婚姻関係にない男女間で起こる暴力や支配的な行動をデートDVと呼んでいる。

**\*20 配偶者暴力相談支援センター**

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、被害者からの相談、医学的・心理学的な指導、緊急時における安全確保・一時保護、就労、住居、保護施設の利用等に関する情報提供その他の援助を行う。都道府県の婦人相談所その他の施設においてその機能を果たすこととされ、また、平成19年の法改正により、市町村の適切な施設においてもその機能を果たすよう努めるものとされた。

**\*21 セクシュアル・ハラスメント**

相手の意に反する性的な言動により、相手方に不利益を与え、又は相手方の生活環境を害すること。雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。

**\*22 男女雇用機会均等法**

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関し妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。

**\*23 次世代育成支援対策推進法**

急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的に平成 15 年に制定された法律。子育て家庭への支援その他の子育て環境の整備、雇用環境の整備等の取組に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めている。

**\*24 一般事業主行動計画**

次世代育成支援対策推進法により、301人以上（平成 23 年 4 月 1 日以降は 101 人以上）の労働者を雇用する事業主に対し、策定・届出が義務付けられている。（雇用する労働者が 300 人以下（平成 23 年 4 月 1 日以降は 100 人以下）の事業主にも、同様の努力義務がある。）企業が労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者をも含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間、②目標、③その達成のための対策と実施時期を定めるもの。

**\*25 女子差別撤廃委員会**

国際連合の内部の組織であり、女子差別撤廃条約第 17 条に基づき設置された委員会。条約の実施に関する締結国からの報告の検討、締結国から得た報告及び情報の検討に基づく提案や勧告等を行っている。委員は締結国より選出され、個人の資格で職務を遂行する。

**\*26 HIV**

Human Immunodeficiency Virus（ヒト免疫不全ウイルス）の略。感染すると徐々に白血球の働き（免疫）が低下し、体内に侵入してきたウィルスや細菌などの繁殖に対して抵抗できなくなる。感染後は、自覚症状が現れない無症候期（数年～10 年以上）を経て、健康な状態ではかからない様々な病気を発症するようになる。これらの病気を総称してエイズという。

## 第8章 参考資料

### 1 「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」に関する市民意見聴取結果等の概要

「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」に対しまして、下記のとおり市民の皆様のご意見を伺いました。お寄せいただいたご意見とご意見に対する男女共同参画推進審議会の考え方等は、次のとおりです。

○市民意見募集 平成22年12月1日(水)～平成22年12月28日(火)

○公聴会の開催 平成22年12月21日(火) 於：エル・パーク仙台

○いただいたご意見数

28人 130件

文書等でのご意見 19人 111件

公聴会でのご意見(発言者) 9人 19件

○ ご意見の概要

ご意見の分類	件数
全体に関わるご意見	4件
第1章 「仙台市におけるこれまでの取組と評価」に関わるご意見	4件
第3章 「新計画の基本的な考え方」に関わるご意見	4件
第4章 基本目標1 「政策形成及び意思決定の場における男女共同参画」に関わるご意見	9件
基本目標2 「男女共同参画に関する教育・学習の推進」に関わるご意見	22件
基本目標3 「子育て・介護等と仕事との両立の支援」に関わるご意見	9件
基本目標4 「労働の分野における男女共同参画の推進」に関わるご意見	14件
基本目標5 「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」に関わるご意見	29件
基本目標6 「地域における男女共同参画の推進」に関わるご意見	5件
第5章 「今後5年間で優先的・重点的に取り組むべき課題」に関わるご意見	8件
第6章 「計画の推進体制及び評価」に関わるご意見	5件
その他のご意見	17件
合計	130件

※ いただいたご意見は原文を要約し、複数の内容を含む場合は意見の内容ごとに分割したうえで掲載しております。

## 2 審議経過

平成22年

- 5月10日 第1回仙台市男女共同参画推進審議会
- ・市長より「男女共同参画推進のための計画のあり方」について諮問
  - ・計画期間や基本理念等についての審議

5月31日 関係団体に対するヒアリング（第1回）

- 6月9日 第2回仙台市男女共同参画推進審議会
- ・ヒアリング（5月31日実施）の報告
  - ・専門分野における委員からの報告（DV）

6月23日 関係団体に対するヒアリング（第2回）

- 7月1日 第3回仙台市男女共同参画推進審議会
- ・ヒアリング（6月23日実施）の報告
  - ・専門分野における委員からの報告（学校教育・企業）

7月28日 公開ヒアリング

- 8月10日 第4回仙台市男女共同参画推進審議会
- ・平成21年度における現計画の進捗状況についての審議
  - ・財団法人せんだい男女共同参画財団の事業報告
  - ・公開ヒアリング（7月28日実施）の報告
  - ・現計画における重点課題ごとの評価等についての審議

- 9月9日 第5回仙台市男女共同参画推進審議会
- ・新計画の枠組みについての審議（1）
  - ・DV防止計画の取り扱いについての審議
  - ・新計画における施策の評価のあり方についての審議

- 10月13日 第6回仙台市男女共同参画推進審議会
- ・新計画の枠組みについての審議（2）
  - ・新計画における重点課題についての審議

- 11月4日 第7回仙台市男女共同参画推進審議会
- ・「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告（案）」についての審議

- 12月 1日 「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」公表  
市民意見募集（12月1日～12月28日）
- 12月21日 「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」  
の公聴会
- 平成23年
- 1月20日 第8回仙台市男女共同参画推進審議会  
・「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（答申-  
案）」についての審議
- 2月17日 第9回仙台市男女共同参画推進審議会  
・「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（答申-  
案）」についての審議
- 2月 日 「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について」（答申）

### 3 仙台市男女共同参画推進審議会委員名簿

(任期：平成21年9月1日～平成23年8月31日)

	氏名	職業等
会長	髙橋 満	東北大学大学院教育学研究科教授
副会長	下夷 美幸	東北大学大学院文学研究科准教授
委員	大塚 憲治	宮城県さくらハイツ施設長兼宮城県コスモスハウス施設長
"	河崎 祐子	東北大学大学院法学研究科准教授
"	熊谷 涼子	太白区育児サークル応援隊たい子さん副隊長
"	熊沢 由美	東北学院大学経済学部准教授
"	倉茂 基一	アイリスオーヤマ株式会社人事部マネージャー
"	佐藤 慎也	山形大学地域教育文化学部教授
"	佐藤 美砂	弁護士
"	佐藤 わか子	仙台市議会市民教育委員会委員長（任期：平成22年6月17日～）
"	玉瀨 安夫	仙台市立袋原小学校校長
"	糸 賢淑	公募委員
"	原田 俊男	宮城労働局雇用均等室長（任期：平成22年4月1日～）
"	平井 みどり	公募委員
"	望月 美知子	つつじが岡メンタルクリニック院長

(委員は五十音順)